令和８年（フ）第３１６号
群馬県前橋市西片貝町一丁目313番地13
債務者　古松　　章
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１９号
群馬県伊勢崎市赤堀今井町二丁目1067番地319
債務者　市川　智大
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３２０号
群馬県佐波郡玉村町大字下新田15番地15
債務者　木村　幸美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２４３号
群馬県高崎市島野町778番地１　島野タウンＣ棟
債務者　須貝　　希
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１９５号
千葉県旭市ニの6501番地１　ロイヤルハイツＢ201
債務者　奥野洋志枝
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１９９号
千葉県山武市早船ト の818番地１　早船貸家Ｃ棟
債務者　阿部　博子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２１０９号
神奈川県藤沢市片瀬４丁目15番16―103号
債務者　山田めぐみ（旧姓村上）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３３１号
横浜市戸塚区矢部町1025番地３　サイドヒル矢部２―503号
債務者　金武　裕美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３４７号
神奈川県高座郡寒川町宮山1979番地１
債務者　金森　信子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３９６号
横浜市泉区中田東２丁目５番20号　サンヒルズ白百合Ｂ棟102号
債務者　酒井　誠也
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４２０号
神奈川県大和市西鶴間２丁目26番５―517号
債務者　只野　真紀
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７８０号
大阪府羽曳野市南恵我之荘２丁目８番13号　レオパレス　ア・マウンド　101号
債務者　千葉　淳一
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８１７号
大阪府柏原市平野２丁目９番３―306号　ハイツせせらぎ
債務者　吉田恵美子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８１８号
大阪府柏原市平野２丁目９番３―306号　ハイツせせらぎ
債務者　吉田　一夫
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８６７号
大阪府羽曳野市はびきの３丁目９番22号　羽曳山第２サンハイツ　105号
債務者　田野邉　貴
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９２２号
大阪府羽曳野市向野３丁目７番16号
債務者　金村　未奈
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９５３号
大阪府河内長野市錦町22番18―301号、前住所大阪府河内長野市上田町241番地の202
債務者　濱田　　臨
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係